

手続・制度

飼い犬の各手続き・予防注射

狂犬病予防法の規定により、飼い犬については次のとおり手続きや予防注射が必要です。

なお、狂犬病とは、狂犬病ウイルスを病原体とする人獣共通の感染症で、全ての哺乳類が感染し、発症すると致死率はほぼ100%である、恐ろしい病気です。

○犬の登録（生涯に1度）

生後90日を経過した犬は、役場に登録の届出が必要です。（登録手数料3000円）

○狂犬病予防注射の接種（毎年）

飼い犬は毎年、狂犬病予防注射を接種しなければなりません。

今年度の町内での集団接種は終了していますので、かかりつけの動物病院で接種してください。

また、狂犬病予防注射を接種した飼い犬には、注射済票を着けなければなりません。

役場で交付しますので、接種時に動物病院で発行された注射済証を持参の上、お越しください。（注射済票交付手数料550円）

○その他の手続き

次の場合も、手続きが必要です。

- ・ 飼い犬が死亡したとき
- ・ 飼い主が引っ越して飼い犬の所在地が変わったとき
- ・ 飼い主が変わったとき

■問合せ

住民課住民活動グループ

☎76・2130

年金受け取りに必要な資格期間の短縮

平成29年8月1日より、年金を受け取るために必要な資格期間が、25年から10年に短縮されます。

日本年金機構では、対象となる方に「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。届きましたら、お早めに手続きをお願いします。

■手続き

- ・ 国民年金のみ加入されていた方
↓住民課戸籍保険グループまたは砂川年金事務所
- ・ 厚生年金に加入されていたことがある方
↓砂川年金事務所

■問合せ

住民課戸籍保険グループ

☎76・2130

・ 砂川年金事務所 ☎52・2144

※砂川年金事務所で手続きをする場合は、ねんきんダイヤルにて予約が必要です。
☎0570・051165

庁舎建設通信 (No.11)

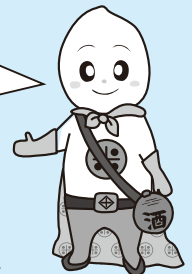
～平成33年春の完成に向けて～

新十津川町役場庁舎建設基本構想において、新庁舎建設の基本方針として「全ての人にとって利用しやすい庁舎」を目指すこととしており、それは、役場を利用する住民の皆さんはもちろん、議会議員や役場で働く職員にとっても使いやすい庁舎を目指すということです。

執務環境専門部会では、職員にとって効率的で利便性の高い執務環境のあり方を検討しています。具体的には、事務所のレイアウト、会議室の広さや室数、文書の保管方法、町長・副町長室の広さや配置、職員更衣室、さまざまな業務で使用する電子機器などを集約・管理するサーバー室など、役場の業務を機能させるために必要となるあらゆることが検討対象となります。また、議会機能についても執務環境専門部会で検討し、議会に設置されている庁舎建設特別委員会での検討材料としてもらうために経過を報告しています。

必要な機能を無駄なく効率的に配置することで、建物のコンパクト化や住民の皆さんの利用スペースを広くすることができると考えています。

新庁舎の機能を検討する専門部会のことをお話するんだマイ。今日は執務環境専門部会についてなんだマイ。



新庁舎の建設についてのお問い合わせやご意見はこちらまでお寄せください。

■担当：庁舎建設推進事務局 ☎76-2131

E-mail chosha@town.shintotsukawa.lg.jp